

会 議 録

会議名 (審議会等名)		令和 6 年度 第 2 回相模原市部活動地域移行審議会		
事務局 (担当課)		市民局 スポーツ推進課 電話 0 4 2 - 7 6 9 - 9 2 4 5 (直通)		
開催日時		令和 6 年 5 月 1 7 日 (金) 午後 4 時 0 0 分～午後 5 時 4 5 分		
開催場所		相模原市役所第 2 別館 3 階 第 3 委員会室		
出席者	委員	1 2 人 (別紙のとおり)		
	その他			
	事務局	1 0 人 (スポーツ推進課長 他 9 人)		
公開の可否		<input checked="" type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可 <input type="checkbox"/> 一部不可	傍聴者数	1 人
公開不可・一部不可の場合は、その理由		/		
会議次第		1 開会 2 あいさつ 3 議題 (1) 本市の部活動地域移行後の目指す姿について (2) 部活動地域移行に係る審議事項について (3) グループワーキングについて 4 その他 5 閉会		

審 議 経 過

主な内容は次のとおり（○は委員の発言、●は事務局の発言）

1 開会

2 あいさつ

田原会長からあいさつした後、次第に従い、会長が議事を進行した。

3 議題

（1）本市の部活動地域移行後の目指す姿について

（2）部活動地域移行に係る審議事項について

（1）（2）の2件は関連があることから、事務局から資料1、2に沿って一括して説明した。また、これらの資料はあくまでも検討のためのたたき台であり、内容の修正、加筆、削除は可能であることを申し添えた。主な意見は次のとおり。

<資料1について>

○元山委員

本市は地域に差があるが、その差が出ないような姿を検討するのだろうか。
また、現在の部活動の活動日数は平日4日、休日1日と決まっているが、本審議会では地域移行後のこの日数について検討してよいのか、それとも日数は決まっていて審議する必要がないのか。

●学校教育課から補足説明

令和4年12月作成の国のガイドラインでは、地域クラブにおいても、活動日数は平日4日以内、休日は土日のうち一方と記載されている。

○田原会長

本審議会では国のガイドラインどおりの活動日数を前提に検討していくことでよいか。（異議なし）

○清水（俊）委員

津久井地域は広大で、地域的課題もあるが、それに縛られすぎると全市的な

検討が進まない。そのため、市としての方針を打ち出して、それに各地域が可能な限り歩み寄るのがよいのでは。

○田原会長

私も同意見で、どうしても地域ごとに差は生まれてしまうものだが、答申をすることで各地域が理想の姿に少しでも近づけられるようになるとよい。

○中村委員

地域移行後の目指す姿を考えるにあたり、各委員が思う現時点の部活動の意義を伺いたい。私は子どもが健全に成長していく、生きる力をつけるための一つの手段と考えている。

○古屋委員

部活動は、学習指導要領では学校教育の一環として教育課程と関連深いものとして位置付けられている一方で、必ずしも教師が担うべきものではないと示されている。校長が教職員に部活動の顧問として従事を命じることは、超過勤務とは異なる勤務の取扱いとなることもあり、現場の教職員間における部活動に対する意識に差が生まれているのが実情である。そうした中で、学校としては休日等部活動指導員や部活動技術指導者の制度を活用して、指導者の確保に努めているところである。これら制度と合わせて、本審議会の部活動地域移行の検討は、持続可能な子どもたちの活動を保障するものとする。

○清水（俊）委員

子どもたちを見ていると、授業だけでは養えないような人間関係の構築力や、コミュニケーション能力を部活動で身につけていると感じる。部活動地域移行後の目指す姿には、こういったことが明記されているとよい。

○田原会長

文化系の部活動はいかがか。

○清水（習）委員

吹奏楽の指導で部活動に携わってきた者として、吹奏楽でも発表の場を終えると達成感を得ることができるし、吹奏楽の技術向上以外に、人間関係を構築する力をつけることもできるため、教育的効果はとても高いと考える。

○山田委員

部活動とは、自治は子どもにあると考える。大人が子どもたちの在るべき姿を決めてしまうのではなく、あくまで子どもたちが自発的にやりたいと思うことに立ち返って議論していくべきと考える。

○芳賀委員

子どもたちの技能の巧緻によって、大人たちがヒエラルキーを作るべきでなく、山田委員のおっしゃったように、子どもたちが自発的に上手な子が下手な子に教えるようなコミュニケーションが生まれる環境づくりが大事と考える。

○田原会長

部活動の中心が子どもたちではなく教職員になるような姿は行き過ぎていると思うが、部活動はあくまでも学校の管理下で行われているものなので、子どもたちがやりたいと思う活動を全て叶えようとするものではないと思う。部活動の地域移行後に学校の管理下から外れたとしても、それに代わる大人たちによる管理は必要だと考える。事務局案の理想の姿に、「保障されている」という言葉が使われているのは、これを意図しているものと感じる。意欲のある子どもが、一步踏み出せばクラブ活動にアクセスできるような受け皿を確保することが重要である。また、部活動の教育的効果については、部活動で育つコミュニケーション能力等の部分と、例えばスポーツそのものが上達する部分があると思う。後者のスポーツそのものを究めるという選択肢も無くしてはいけないと思う。

○中村委員

理想の姿の「これまで以上に」という文言に意味合いが含まれているのかもしれないが、今まで学校や先生から受けていた安心安全な環境や、人間形成のための道徳的指導等も地域移行後も保障されてほしい。

○田原会長

事務局もその意図で案を作成しているものと思うが、文言を追加するかどうかは引き続き検討させていただきたい。

○高橋委員

今後の議論がすれ違わないようにするために、前提を確認したい。第1回審議会では、休日の部活動地域移行について諮問を受けているが、この目指す姿は休日の部活動地域移行にあたってのものか、それとも将来的に平日の部活動も地域移行することを視野に入れてのものなのか。

●スポーツ推進課

第1回審議会でも申し上げたとおり、あくまでも休日の部活動地域移行における目指す姿としてお考えいただきたい。

○水島委員

そもそも部活動地域移行を国が推進する始まりとして、教職員の働き方改革があると思う。この目指す姿には、そのことを謳っていないので、教職員の負担がさらに増えてしまうのではないか。

○田原会長

確かに指導者確保の点で、希望する教員は兼職兼業により活動できることが期待されるが、資料では、教職員が地域移行後のクラブ活動の担い手になるともならないとも明記されていない。事務局としてはいかががお考えか。

●スポーツ推進課

部活動の地域移行は、まさに部活動が教職員の手から離れることを想定しているので、資料には教職員の役割を明記していない。もし明記したほうが分かりやすければ、そのようにする。

○田原会長

そういうことであるが、明記せずこのままでよいか。(異議なし)

○金子副会長

これとは関係ないが、部活動の現状として生徒たちは全員参加としているのか。

○古屋委員

全員参加とはしていない。部活に入らない子には、地域クラブで活動している子もいれば、趣味に時間を使っている子もいる。

○金子委員

現在の部活動のジャンルが運動部も文化部も少ないと感じる。部活動としては存在していない分野においても、市内で秀でていの方に御協力いただければ、子どもたちのクラブ活動の選択肢が多くなると考える。また、市内では青葉小学校が閉校になると聞いているが、他に市内で閉校が決まっているところはあるのか。他自治体の状況も聞く中で、そういった学校施設を有効活用できるのではないかと思う。

●学校教育課

閉校する学校として決定しているのは青葉小学校のみである。このほか、閉校の可能性を検討しているのは、市内で2校ほどある。

○金子委員

その2校はどの区にあるのか。

●学校教育課

中央区に1校、南区に1校ある。

○田原会長

すでに閉校となった事例はあるか。

●学校教育課

ある。例えば統廃合の結果、令和2年に青和学園を、昨年度に鳥屋学園を開校した。どちらも既存の小中学校を統合し、中学校に義務教育学校である両学園を置き、小学校を閉校したもの。

○田原会長

閉校となった校舎はどのような活用をしているのか。

●学校教育課

地域で活用方法を検討している。現在の管理は市で行っている。

○石井委員

先程の、地域移行後のクラブ活動に求める教育的効果の話は、勝利至上主義の目指すところとそうでないところの境目を考えながら聞いていた。我がチームは地域でラグビーのアカデミーを開講しているが、部活動で顧問の先生から享受していた教育的効果を、地域クラブにも期待するとすると、クラブの指導

者は高い資質を求められると思う。

○田原会長

勝利至上主義は、悪い側面をイメージしてしまうが、試合やコンクール等では、順位がつくのは避けては通れない事実がある。クラブの志向性として、レクリエーション志向のクラブもあれば、競技志向のクラブもある。ダイナボアーズのように、プロスポーツ集団が地域に存在することは、競技志向のクラブには良い影響を与える。レクリエーション志向のクラブにも、そのプロスポーツ集団の存在で自分たちの活動に変化をもたらすと思う。こういったプロスポーツ集団が複数存在していることは、相模原市の強みである。

○石井委員

勝利を目指すことで生まれる教育的価値もあるので、この点も押さえていただきたい。

○清水（俊）委員

子どもたちには運動能力に差があるので、一人一人に合った目標設定が重要であると感じる。目標を成し遂げるということは、キャリア教育においても重要なことなので、目標設定について目指す姿に明記するとよいと思う。

○中村委員

目指す姿やそのために必要な3つの状況について、決定しないと審議会が進まないの、いったん決定した後に、議論していく中でブラッシュアップした方がよい状況になった場合、その都度変更を加えることも可能としたほうが進め方としてよいのでは。

○田原会長

そのとおりと考えているので、委員の皆様にもご理解いただきたい。

○金子委員

話は変わるが、指導者の確保について、質の高い指導者を市が探すのか。

●スポーツ推進課

確保の方法は決まっておらず、市がどこまで関与すべきかについても含めてご議論いただきたい。

<資料2について>

○田原会長

審議事項として削除もしくは加えた方がよい要素はあるか。

○金子委員

保険の取扱いはどこに含まれるか。

○田原会長

活動に係る諸問題として審議事項⑤に該当するものとする。

○清水（俊）委員

審議事項の中では、教職員に代わる指導者の確保が大きい課題と考えるが、この審議会ではどこまで具体的な議論をすべきか。

○山田委員

この審議会で決めたことで、地域移行してすぐに指導者確保の問題が解決するとは思えない。その上で、審議会では方向性だけ示して、可能な範囲から指導者確保に取り組んでいくしかないと思う。

○元山委員

前回配布の国のガイドラインを読んだが、地域移行にあたり、どこが事務局となるのか運営形態をある程度形にしないと進まない問題だと思う。

○中村委員

部活動地域移行の取組みを先行している市から聞いたが、指導者がなかなか集まらないだけでなく、集まっても質が高くないという問題があるようである。相模原市として部活動地域移行の軸の部分と細分化された部分とを全8回しかない審議会でも可能な限り議論していくのがよいのではと考える。

○田原会長

指導者確保は難しい問題であるが、あるべき姿を決めないことにはその先に進めないで、それを決めることからスタートしたい。次回以降のグループワークではその実現のための手段をご議論いただきたい。

(3) グループワーキングについて

事務局から資料3に沿って説明した。

○中村委員、金子副会長、清水（習）委員

現状の部活動のジャンル一覧、部員数、部活動技術指導者等の活用状況が分かると議論しやすいので、資料をご用意いただきたい。

●学校教育課

それらが分かる資料をグループワーク時にご用意する。文化部では平日のみ活動しているところもあるので、どの部活が休日に活動しているか分かるものもお示しする。

4 その他

特に無し。

5 閉会

以上

令和6年度第2回相模原市部活動地域移行審議会出欠席名簿
(令和6年5月17日開催)

区分	氏名	役職・所属等	備考	出欠席
学識経験者	田原 陽介	青山学院大学 コミュニティ人間科学部 コミュニティ人間科学科 准教授	会長	出席
公共的団体	高橋 恵美子	(公財) 相模原市スポーツ協会		出席
	清水 習平	(公財) 相模原市民文化財団		出席
スポーツ団体	元山 雅治	相模原市スポーツ推進委員連絡協議会		出席
	山田 勝昭	(特非) ベーススポーツ (総合型地域スポーツクラブ)		出席
	石井 晃	三菱重工相模原ダイナボアーズ (ホームタウンチーム)		出席
文化団体	金子 友枝	相模原市文化協会	副会長	出席
	家徳 直樹	相模原市民音楽団体協会		欠席
	奥山 泰三	相模原音楽家連盟		欠席
生徒の保護者	中村 岳彦	相模原市PTA連絡協議会		出席
中学校等校長	古屋 礼史	相模原市立中学校長会		出席
	清水 俊次	相模原市立中学校長会		出席
市の住民	芳賀 裕一郎	公募		出席
	水島 将司	公募		出席

本市の部活動地域移行後の目指す姿について(事務局案)

地域移行後も守りたい部活動の良い面については、

- ・中学生の時期の子どもへの教育的な効果
- ・我が国のスポーツや文化・芸術の下支えとしての役割

など、様々なものが考えられるが、

最優先すべきは子どもの利益

目指す姿：生徒のスポーツ、文化・芸術活動をする機会が
これまで以上に保障されている

⇒現状の部活動における活動の機会を維持することはもちろん、それ以上の機会を確保し、その状態を継続する

目指す姿となるために必要な状況

スポーツ・文化芸術活動の機会が 確保されている

- ・安全に、安心して持続的に活動を行うことができる
- ・やりたい活動を選択することができる
- ・スポーツ活動や文化芸術の振興に繋がる循環がある

高い資質を有する指導者が多く 確保されている

- ・指導者の研修の機会が確保されている
- ・体罰や暴言などハラスメントに対する体制が整っている
- ・希望する教員は兼職兼業により活動することができる

生徒の志向に合った選択肢が 用意されている

- ・競技志向の生徒やレクリエーション志向の生徒それぞれが活動を楽しむことができる

相模原市部活動地域移行における審議事項(案)について

スポーツ・文化芸術活動の機会が確保されている

- ・安全に、安心して持続的に活動を行うことができる
⇒継続的な活動場所の確保、「生徒の家庭からの適正な負担」と「指導者への適正な報酬」の均衡、平日の活動との連動、家庭の経済状況によらない活動環境の確保
- ・やりたい活動を選択することができる
⇒様々な分野・種目にわたる受け皿の確保、生徒と指導者・クラブのマッチング、活動場所への移動手段の確保
- ・スポーツ活動や文化芸術の振興に繋がる循環がある
⇒地域で活動する団体・サークル等による生徒の受入れ、試合や発表の場への参加資格の担保

高い資質を有する指導者が多く確保されている

- ・指導者の研修の機会が確保されている
⇒指導者の要件や資格等の公的認定のスタンスの整理、研修受講に対する公費補助の在り方整理
- ・体罰や暴言などハラスメントに対する体制が整っている
⇒研修内容に対する公的な担保、指導資格停止等の制度整備
- ・希望する教員は兼職兼業により活動することができる
⇒教員の兼職兼業制度の整理

生徒の志向に合った選択肢が用意されている

- ・競技志向の生徒やレクリエーション志向の生徒それぞれが活動を楽しむことができる
⇒身近な場所での入門的受入れ、ホームタウンチーム等のクラブによる生徒の受入れ、ステップアップの制度的担保、生徒に戸惑いがない部活動からの円滑な移行

① 誰がやるか
(検討する課題)

- ・ 様々な分野・種目にわたる受け皿の確保
- ・ 生徒に戸惑いがない部活動からの円滑な移行
- ・ 地域で活動する団体・サークル等による生徒の受入れ
- ・ 身近な場所での入門的受入れ
- ・ ホームタウンチーム等のクラブによる生徒の受入れ

 審議事項① 地域における中学校部活動移行の受け皿

- ・ 指導者の要件や資格等の公的認定のスタンスの整理
- ・ 研修受講に対する公費補助の在り方整理
- ・ 研修内容に対する公的な担保
- ・ 指導資格停止等の制度整備
- ・ 教員の兼職兼業制度の整理

 審議事項② 指導者の質と量の確保

② どこでやるか
(検討する課題)

- ・ 継続的な活動場所の確保
- ・ 活動場所への移動手段の確保

 審議事項③ 地域移行後の活動場所

③ どのようにやるか
(検討する課題)

- ・ 「生徒の家庭からの適正な負担」と「指導者への適正な報酬」の均衡
- ・ 家庭の経済状況によらない活動環境の確保

 審議事項④ 費用負担の在り方

- ・ 試合や発表の場への参加資格の担保
- ・ 平日の活動との連動
- ・ 生徒と指導者・クラブのマッチング
- ・ ステップアップの制度的担保

 審議事項⑤ 試合や発表の場への参加資格の担保及び活動に係る諸問題

審議事項① 地域における中学校部活動移行の受け皿（地域クラブ）

（理想的な形）

——生徒が多様な分野・種目をわかりやすく選択することができ、初体験の生徒も既に高いレベルの生徒も自身が望むものを身近に体験できる。また、生徒を受け入れている地域のクラブでは、会員と生徒の交流が生まれ、活動が活性化している。——

想定できる受け皿

区分	受け皿	備考
スポーツ	現行の部活動を発展させた形態	休日部活動指導員の制度を発展させ、地域クラブを組織。多種目・多地区に対応しやすく、部活動からの変化が少ない。
	総合型地域スポーツクラブ	多種目をカバーできる。多世代が混在する活動も可能。現行のクラブでは市全域をカバーすることは困難。
	スポーツ少年団等の競技団体	比較的多くの地域や種目をカバーできるが、現行中学生を受け入っていないクラブもある。
	民間スポーツクラブ (ホームタウンチーム含む)	種目は限定的。ハイレベル層への対応可能。活動参加には長距離移動が必要となる可能性大。
文化・芸術	現行の部活動を発展させた形態	休日部活動指導員の制度を発展させ、地域クラブを組織。多種目・多地区に対応しやすく、部活動からの変化が少ない。
	音楽活動等を行う文化関係団体	種目は限定的。活動参加には長距離移動が必要となる可能性大。
	民間の教室	多種目をカバー。個人で参加する教室が多い。活動参加には長距離移動が必要となる可能性大。

(理想的な形)

——指導者は子どもの発達や指導する分野・種目に必要な知識を十分に有しており、その状態は各々が研修を受講することで担保されている。不適切な指導に対しては資格停止等が制度的に整備され、抑止力となっている。また、引き続き指導を希望する教員は兼職兼業により関わり、かつ、適正な対価を受け取ることができる。——

既存の資格・講習等

区分	実施主体等	資格・講習等
スポーツ	日本スポーツ協会等による全般的な資格、講習	日本スポーツ協会公認指導者資格 等
	大学や民間企業による全般的な講習	桐蔭学園横浜大学、(一社)アスリート・キャリアセンター 等による講習
	種目協会による種目別の資格	JFAライセンス(サッカー)、公認テニスコーチ 等
文化	分野別協会による資格	吹奏楽指導者認定試験 等

市が認める地域クラブ指導者要件の例

- ・教員免許を有する者
- ・指導する分野・種目に応じ市が指定する資格を有する又は講習を修了した者
- ・市が指定する日数について直接指導することが可能な者 等

資格取得・講習受講等については費用がネック。個別の受講等に対する補助、または市が講習等の場を用意するなどの対応が必要であるか。

(理想的な形)

——部活動の時と同様に活動する場所が継続的に確保できている。遠方での活動への参加を希望する生徒も安全に移動することができる。——

想定できる活動場所

区分	活動場所	備考
スポーツ	学校(校庭、体育館、プール)	現行の形態からの変化が少ない。生徒には最も身近な場所。学校体育施設開放事業等との整理が必要。
	各公共施設	市事業であれば優先利用も可能であるが、全市の地域クラブ活動を対象とすると優先枠が多くなりすぎる。有償。
	民間施設	有償であり、公共施設よりも料金が低い。場所が限られる。
文化・芸術	学校(各種教室)	現行の形態からの変化が少ない。ごく一部を除き大半の学校で一般利用の体系がない。
	公民館、ホール等公共施設	優先利用も可能であるが、優先枠が多くなりすぎることを懸念される。
	民間施設	有償であり、公共施設よりも料金が低い。場所が限られる。

公平性の整理ができない場合、遠方での活動を希望する生徒への公的支援は困難。
(クラブチーム等で活動する生徒の現状から変わらないという整理も)

(理想的な形)

——生徒はそれぞれの家庭の経済状況に左右されずに自ら望む活動をすることができ、指導者は適正な対価を受け取ることで、持続可能な環境が整っている。——

- 従来の部活動では、教育外の活動を実質的に教員の負担で行っていたため、費用が予算や決算で見える形になっていない。
- 「地域クラブ活動」を市事業として整理するのであれば、ほぼ全額新たな予算で対応する必要。
- 地域クラブ活動は義務教育に係る活動よりも任意性が高く、市が全額対応する考え方とはならない。
- 子育て支援やスポーツ推進を旗印に掲げ、市が大々的に負担する考え方もあるが、直接関係のない市民からの理解を得る必要がある。
- 基本的には生徒の家庭からの負担を求め、それを原資として運営する方向が妥当であり、アンケートでも月謝等の負担については概ね理解が得られている結果。

では、適正な金額はいくらなのか？

- 部活動の地域移行にあたって、指導者の確保は最も大きな課題の一つ。
- ボランティア的な活動では限界があり、指導に対し適正な対価を支払うことは指導者の確保上も必要で持続可能な環境の構築にもつながるもの。

生徒の家庭と指導者の負担感で均衡する金額を見出す必要

低所得世帯への支援について対応が必要

受け皿の形態ごとに金額を分けて整理する必要

(理想的な形)

——生徒は活動の形態にかかわらず、等しく試合や発表の場に参加することができる。また、自らが希望する活動に合った場を容易に探すことができ、より高いレベルを望む時又は逆の場合にも場を変えられる体制が整備されている。指導を受けるに際しては平日の活動内容が明確に示され、休日の活動に有効に繋がっている。——

○試合の出場資格や発表会等への参加資格の拡大を依頼・調整するにあたり

- ・ 持続可能な大会等の運営体制をどう確保するか
- ・ 出場・参加可能な適正な範囲をどうするか

○審議事項①で検討した受け皿について

- ・ それぞれ受け入れ対象エリアをどうするかを整理し
- ・ どのように生徒に見せるか

○休日の地域クラブでの活動と平日の活動の連続性担保にあたり

- ・ 平日に全く異なる活動を希望する生徒についてどのように対応するか
- ・ 地域クラブ指導者と部活動顧問がどのように連携するか

相模原市部活動地域移行審議会 グループワークについて

相模原市部活動地域移行審議会については、審議事項ごとにスポーツと文化で前提条件等が異なることが多いことから、効率的に審議を進めるためそれぞれの審議事項についてスポーツ関係及び文化関係のグループごとに検討を行う。

1 グループワークの実施方法

5つの審議事項の検討にあたっては、委員をスポーツ関係と文化関係の2つのグループに分け、それぞれスポーツ推進課職員及び文化振興課職員のサポートの下審議を進める。学校教育課職員はいずれのグループにも関わり、学校の現状等について適宜情報提供する。

グループワークの結果は全体会の際に共有することとし、グループの枠を超えた意見交換を経て会として決定する。

2 グループ（案）

スポーツグループ	田原会長（座長）、高橋委員、元山委員、山田委員、石井委員、古屋委員、芳賀委員
文化・芸術グループ	金子副会長（座長）、清水（習）委員、家徳委員、奥山委員、中村委員、清水（俊）委員、水島委員

3 グループワークの進め方

- ・2つのグループそれぞれ5つの審議事項を検討してもらう。
- ・座長以外の役割（書記、タイムキーパー等）は事務局が担当
- ・全員が意見を出し、時間内に意見をまとめる（成果物）

○グループワーク1回目、2回目・・・「目指す姿」の実現に必要なとされる手段について

<グループワーク1回目>

審議事項1 地域における中学校部活動の受け皿（地域クラブ）

審議事項2 指導者の質と量の確保

<グループワーク2回目>

審議事項3 地域移行後の活動場所

審議事項4 費用負担の在り方

審議事項5 試合や発表の場への参加資格の担保及び活動に係る諸問題

中間まとめ

○グループワーク3回目、4回目・・・実現可能な手段について